

検察審査会の受理件数、議決件数等

区分 年次	審査事件								第二段階の審査					建議・勧告
	新受			既済					未済	開始	既済		未済	
	申立てによるもの	職権によるもの	合計	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	その他（審査打ち切り・申立却下・移送）	合計			起訴議決	起訴議決に至らず		
令和3年	3,835	27	3,862	140	242	2,821	308	3,511	1,346	0	0	1	0	0
4	4,041	45	4,086	30	137	2,555	1,683	4,405	1,027	28	0	1	27	0
5	2,705	30	2,735	5	69	2,153	255	2,482	1,280	0	1	26	0	0
6	2,462	18	2,480	8	83	2,378	401	2,870	890	5	0	1	4	0
7	2,170	26	2,196	2	123	1,844	251	2,220	866	1	0	5	0	0
施行以来総計	181,495	14,006	195,501	2,618	16,928	118,169	56,920	194,635		66	16	50		545

- (注) 1 「建議・勧告」は件数建てによる事件数であり、その他はすべて被疑者数による延べ人員である。
 2 「審査事件」の各数値は、第二段階の審査を含まない数値である。
 3 「第二段階の審査」は、平成21年5月21日に施行された改正検察審査会法により新設された手続であり、「開始」は、同日以降に起訴相当の議決がなされた事件について、検察審査会法41条の2第1項の通知を受け、又は、同第2項の期間が経過した人員である。
 4 「起訴議決に至らず」には検察審査会法41条の3の規定による場合その他の事由により終局した場合の人員を含む。
 5 令和7年度の数値は速報値である。